

## 定額減税について

昨年末に決定された「令和6年度税制改正大綱」において、本年6月に所得税と個人住民税の定額減税を実施するとされました。今号では定額減税の内容を概説するとともに、社団・財団法人側で対応すべき事務手続を確認していきます(なお、今号の内容は税制改正大綱に沿った改正法案の今後の成立と施行を前提としております)。

### (ポイント)

- 定額減税の概要
- 社団・財団法人側で対応すべき事務手続

### (1)定額減税の概要

定額減税は令和6年分の所得税と個人住民税について、その対象者について一定の税額が控除される制度です。

#### 【対象者】

- 所得税・・・令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下の方。
  - 個人住民税・・・令和6年度個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下の納税者(ただし均等割のみ課税者等は対象外)。
- \* 給与収入のみの場合は給与収入2,000万円以下であれば、合計所得金額が1,805万円以下となり、対象者となります。

#### 【減税額】

- 所得税・・・3万円。居住者である同一生計配偶者や扶養親族がいる場合には3万円×人数分を加算。
- 個人住民税・・・1万円。居住者である控除対象配偶者や扶養親族がいる場合には1万円×人数分を加算。

#### 【減税の実施方法(給与所得の場合)】

- 給与所得(所得税)・・・令和6年6月以後の最初の給与等に係る源泉徴収税額からその時点での定額減税額が控除され、引ききれなかった額はそれ以後の給与等に係る源泉徴収税額から順次控除されます。その後、年末調整時に年末調整時点の扶養等の情報に基づき定額減税額を算出し、既に控除された金額との差額が精算されます。
- 給与所得(個人住民税・特別徴収の場合)・・・令和6年6月分の給与天引きを行わず、特別控除後の税額を11分割して令和6年7月分～令和7年5月分で給与天引きを行います。

(裏面に続く)



# 定額減税について

## (2) 社団・財団法人側で対応すべき事務手続

(1)で記載した通り、給与所得に係る所得税の定額減税は令和6年6月以後の給与等の源泉徴収税額から控除する方法により実施されます。したがって社団・財団法人で給与計算を担当する経理等の方は、令和6年6月以後の給与等に係る所得税の源泉徴収税額の計算の際、減税額の算定が必要となるため注意が必要です。具体的には下記のような流れで計算、控除等を行うことになります。

### ①対象者の確認・選定

令和6年6月1日時点で法人で勤務している方のうち、居住者かつ源泉徴収の甲欄適用者の方を選定します。なお、(1)で確認した通り定額減税の対象者は令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下の方ですが、6月の給与支払いの段階では所得の見込金額が仮に1,805万円を超える方についても、いったん源泉徴収額の減税をするとされています。

### ②減税額の算定

(1)で記載した減税額の計算に基づき、①で選定した各人ごとの減税額を算定します。計算にあたっては同一生計配偶者や扶養親族の有無の確認や人数の集計も必要となります。

### ③給与支払い時に控除

6月以後最初に支払われる給与等に係る源泉徴収税額から、②で計算した税額を控除します。引ききれなかった額はそれ以後の給与等に係る源泉徴収税額から順次控除します。

### ④令和6年年末調整時の手続

年末調整の対象となる人について、年末調整時点の扶養等の情報に基づき定額減税額を再度算出して、既に控除された減税額との差額がある場合は精算されます。給与以外の所得も含めた合計所得金額が1,805万円超の方については定額減税の対象外のため定額減税を控除せずに年末調整を行います。なお、主たる支払者からの給与収入が2,000万円超の方は定額減税対象外ですが、元々年末調整の対象とならないため、確定申告により既に控除を受けた定額減税額が精算されることになります。

(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

## シリーズ:社団・財団法人の実務家のひとこと

インフレ等による国民負担の軽減のため、令和6年分の所得税・個人住民税の定額減税が実施されることになりました。ただし、給与所得者の所得税の減税額の計算や控除手続きは雇用者側の源泉徴収事務や年末調整の中で行うこととされたため、給与計算を行う経理等の担当者の方の事務負担の増加が予想されます。スムーズな事務手続きを行うため、制度についての理解はもちろん、定額減税の計算が現在使用されている給与計算ソフト等で対応可能かどうかの確認等も含め、事前のご準備をお勧めいたします。なお、今号の内容は2024年2月上旬時点で公表されている情報に基づいております。定額減税に関する最新情報及び詳細は国税庁HPをご確認いただきますようお願いいたします。

朝日税理士法人

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いいたします。